

広島県立賀茂高等学校関東支部同窓会細則

令和3年2月11日決定

令和5年2月11日改訂

令和8年2月11日改訂

第1章 総則

(総則)

第1条 広島県立賀茂高等学校同窓会（以下「本会」という。）規約第1章第5条により設置する支部の組織及び運営は、この細則の定めるところによる。

(名称)

第2条 本会支部は、広島県立賀茂高等学校関東支部同窓会（以下「支部」という。）と称する。

(目的)

第3条 支部は、会員相互の親睦を図り、母校の向上発展に寄与するとともに後進たる在学生の活躍を支援し、「信敬愛」の校是に則り文化的活動を行うことを目的とする。

(支部活動)

第4条 前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の交流親睦を深める活動
- (2) 在学生を支援する活動
- (3) 講演会、講座、その他文化的活動
- (4) 本会との連絡調整、情報収集等
- (5) その他支部の目的を達成するために必要な活動

(支部会員)

第5条 支部の会員は、原則として関東(東京、神奈川、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城)に在住する者とする。

(支部事務所)

第6条 支部の主たる事務所は、事務局長の自宅に置く。

第2章 役員及び顧問

(役員)

第7条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名
- (6) 幹事 (卒業年次ごとに若干名)

(役員を選出)

第8条 支部長、副支部長、事務局長、会計、会計監査は、幹事会の同意を得て総会において選出する。

2 幹事は、幹事会の推薦を受け支部長が任命する。

(役員の仕事)

第9条 支部長は支部を代表し、会務を統括する。また、本会規約第6章支部第35条に基づき、毎年4月末現在の動静、その他支部で行った主な事業を本会に報告する。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長が事故あるときは、その職務を代行する。

3 事務局長は支部長の命により会務を遂行する。

4 会計は収支を正確に記録するとともに、決算書及び次年度予算案を幹事会に報告し、総会において承認を得る。

5 会計監査は支部の会計を監査し、結果を総会において報告する。

6 幹事は活動の遂行を担当する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2か年とする。ただし、再任を妨げない。

2 年度の途中において、事情により欠員が生じた場合は直ちに補充し、補充役員の任期は前任役員の仕事期間とする。

(顧問)

第11条 支部に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の承認を得る。

3 顧問は支部の運営について総会及び幹事会に出席し、助言をすることができる。

第3章 総会及び幹事会

(総会)

第12条 総会は定期総会及び臨時総会とし、支部長がこれを招集する。

2 定期総会は、毎年2月11日に開催する。

3 臨時総会は、支部長が必要と認めたときに招集する。

(総会の決議事項)

第13条 次に掲げる事項は総会の決議を得る。

(1) 前年度事業報告及び決算報告書の承認

(2) 本年度事業計画及び会計予算の承認

(3) 役員の仕事

(4) 細則の変更

(5) その他重要と認める事項

(総会の決議)

第14条 総会の議長は支部長がこれにあたる。

2 総会の議事は出席会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(幹事会)

第15条 幹事会は役員をもって構成する。ただし、支部長が必要と認める場合は、他の会員も出席させることができる。

2 幹事会は支部長が必要と認めたとき随時招集し、事務局長が議長となる。

(幹事会の役割)

第16条 幹事会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他支部運営に関する事項

第4章 会計

(会計年度)

第17条 支部の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(運営資金)

第18条 支部の運営資金は、次の諸収入をもって充てる。

- (1) 会員からの総会費
- (2) 会員からの寄付金その他の収入

(支部補助)

第19条 支部は本会から年1回定期的に、別に定める金額を支部補助として受けとる。

第5章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第20条 会員の氏名・電話番号・メールアドレス等の個人情報は、支部長及び本会、支部の役員で共有し、本会、支部の各種案内、連絡用としてのみ使用する。

第6章 細則の変更

(細則の変更)

第21条 本細則の変更は、幹事会に諮り総会において出席会員の過半数以上の決議をもって決する。

(附則) この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(附則) この規約は、令和5年7月1日から施行する。

(附則) この細則は、令和8年2月11日から施行する。